

監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を公表する。

令和8年6月25日

南陽市監査委員 青 木 勲
南陽市監査委員 板 垣 致 江 子

1 監査の対象課等

上下水道課、中学校（宮内、赤湯、沖郷）

2 監査の範囲

令和7年4月1日から令和8年3月末までの財務事務及び関連事務事業の執状況

3 監査の期日

令和8年6月25日

4 準拠基準

南陽市監査基準

5 監査の着眼点

監査の対象の事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

6 監査の方法

資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

7 監査の結果

課等名	監査の結果
上下水道課	提出された書類等に基づき監査した結果、事務の執行状況はおおむね適正である。 ただし、事務の執行における軽微な誤りを注意した。
中学校	・宮内中学校及び沖郷中学校 提出された書類等に基づき監査した結果、事務の執行状況はおおむね適正である。 ・赤湯中学校 提出された書類等に基づき監査した結果、事務の執行状況はおおむね適正である。 ただし、事務の執行における軽微な誤りを注意した。